

屋外広告業者に対する行政処分等に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号。以下、「条例」という。）第17条の15の規定による登録の取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止の命令（以下「処分」という。）をするために必要とされる基準及び手続を定めることによって、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）をいう。
- (2) 屋外広告業者 条例第17条の2の規定による登録を受けた者をいう。
- (3) 当事者 処分の対象となる者をいう。
- (4) 登録の取消し 条例第17条の15第1項に規定する屋外広告業の登録を取り消すことをいう。
- (5) 営業停止 条例第17条の15第1項に規定する屋外広告業者に対して期間を定めてその営業の全部又は一部を停止することをいう。
- (6) 処分 前二号に規定する行政処分をいう。

(処分等の基準)

第3条 処分の基準は、別表第1のとおりとする。

- 2 複数の処分事由に対する営業停止期間は、前項の規定に定めた各処分事由に対する営業停止期間を合計して得た日数とするものとする。
- 3 当当事者が別表第2の左欄に掲げる加重事由に該当するときは、同表の右欄に掲げる日数を営業停止期間に加算できるものとする。
- 4 当当事者が別表第3の左欄に掲げる軽減事由に該当するときは、同表の右欄に掲げる日数を営業停止期間から軽減できるものとする。
- 5 第1項の処分以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(処分の手続)

第4条 処分に係る手続は、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）及び千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年千葉県規則第54号）による。

(処分の通知)

第5条 知事は、処分を行うことを決定したときは、当事者に対し処分の内容、根拠となる条項及び処分を行う理由等を明記した通知書を送付する。

(他の地方公共団体等への通知)

第6条 知事は、処分年月日、処分内容、処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称、主たる営業所の所在地及び登録番号、法人にあっては、その代表者の氏名を次に掲げる者に通知する。

- (1) 国土交通省
- (2) 関東甲信越屋外広告物協議会会員都県市
- (3) 千葉県内の市町村
- (4) その他知事が必要と判断した地方公共団体等

(公表)

第7条 知事は、前条の通知内容について千葉県ホームページで公表する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項）

処分事由（当事者が次のいずれかに該当する場合）	処分内容
<p>1 次に掲げる登録拒否の事由に該当することとなった者</p> <p>(1) 不正の手段により条例第17条の2第1項又は第3項の登録を受けた者</p> <p>(2) 条例第17条の5第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなった者</p>	登録の取消し
<p>2 条例第17条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者</p> <p>3 条例第14条第1項及び第2項の規定による命令に違反した者</p>	
<p>4 条例第3条第1号から第3号まで、第4条から第6条の2までの規定に違反する広告物等を表示し、若しくは設置した者</p> <p>5 条例第10条第1項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者</p> <p>6 条例第10条の2第3項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者</p> <p>7 条例第13条第1項の規定に違反した者</p>	営業停止 90日
<p>8 条例第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>9 条例第17条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>10 条例第17条の17第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	営業停止 60日
<p>11 条例第11条の規定による表示を怠った者</p> <p>12 条例第13条第2項の規定による届出を怠った者</p> <p>13 条例第17条の規定による届出を怠った者</p> <p>14 条例第17条の8第1項の規定による届出を怠った者</p>	営業停止 7日

15 条例第17条の12の規定による標識を掲げない者	
16 条例第17条の13の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者	
17 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した場合であって、上記のいずれかの違反内容に相当する者	各事由の処分に従う

別表第2（第3条第3項）

加重事由	加重日数
1 過去5年間に処分歴がある場合	
2 複数の違反広告物を掲出している場合	30日

別表第3（第3条第4項）

軽減事由	軽減日数
当事者自らの責めに帰すことができない等やむを得ない事情がある場合	90日以内